

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。
定足数に達しておりますので第30回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員7番委員
農業委員8番委員をお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第121議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第121号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転7件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。
申請番号1番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は50年・20年で、年間予定従事日数は200日、150日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅に隣接しており、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は24,758㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号2番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は申請者・妻がおり、農作業歴は4年で、年間予定従事日数は250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者が新たに購入する住宅に隣接しており、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,825㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号3番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は申請者・妻・子がおり、農作業歴は47年・31年・4年で、年間予定従事日数は300日・200日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は414,313㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号4番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、申請者と妻がおり、それぞれ農作業歴は年42年・30年で、年間予定従事日数は150日、150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。

	<p>ん。取得後の経営予定面積は7,915㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号5番。</p> <p>譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、申請者と父・母・妻がおり、それぞれ農作業歴は18年・50年・40年・10年で、年間予定従事日数は250日・250日・250日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は65,707.83㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、お茶・水稲・馬鈴薯の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号6番。</p> <p>譲受人の新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、申請者1人で、農作業歴は0年ですが、従兄弟に農業指導員2名がいます。年間予定従事日数は180日あり、必要な農作業従事を予定しています。</p> <p>また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,147.84㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、野菜、芍薬（しゃくやく）、柚、かぼす、梅、キウイ、花梨の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号7番。</p> <p>譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請地は譲受人の購入予定の住宅から徒歩2分の距離にあり、通作に問題はありません。</p> <p>農業従事者は、申請者と夫がおり、農作業歴は申請者が0年、夫は23年あり、年間予定従事日数は申請者が80日、夫は200日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>取得後の経営予定面積は2,581.91㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、梅、旬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から7番について、許可することを原案といたします。</p> <p>第121号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第121号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第121号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第122号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第122号議案について説明させていただきます。</p> <p>所有権移転6件、使用貸借権設定1件、賃借権設定1件です。</p>

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は本市にて土木工事業を営んでおります。事業拡大に伴い、既存の資材置場・駐車場では手狭となりました。事業用敷地を探していたところ、地権者との土地売買の合意に至り、当該地に資材置場・駐車場を設置するものです。

農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は豊川市のアパートにて夫と二人で生活しております。今後の生活設計を考え、持ち家の検討しております。夫婦に自己所有地がなく、苦慮していたところ、母所有の農地を借り受ける話がまとまったため、当該地に分家住宅を建築するものです。

農地区分は、表の第2種農地の③に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率も28.2%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は本市にてとび土木工事業を営んでおります。事業拡大に伴い、既存の資材置場・駐車場では手狭となりました。事業用敷地を探していたところ、地権者より土地を借りる話がまとまったため、当該地を資材置場・駐車場とするものです。

農地区分は、表の第2種農地の③に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は東京都に本社をおく売電事業へ新規参入する法人です。太陽光発電エネルギーの需要を見込み、発電所建設に向け事業用適地を探していたところ、地権者と売買の合意にいたり、当該地を発電施設とするものです。

農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5～7番について、転用事業者が同一であるため、一括にて説明します。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は東京都に本社をおき、小売電気事業を営んでおります。クリーンエネルギーの需要増加に伴い、自社の太陽光発電所建設に向け、採算性のとれる事業用適地を探していたところ、地権者との売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速や

	<p>かに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は市内在住の養蜂家です。自己所有地に新たに購入する養蜂道具を置くスペースがなく、苦慮していたが、地権者より当該地を提供してもらおう話がまとまり、申請地を資材置場・作業場とするものです。</p> <p>農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第122号議案8件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第122号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第122号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第123議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第123号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>賃借権設定77件、使用貸借権設定34件 合計111件であり、そのうち21件が新規設定です。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり朗読)</p> <p>以上、番号1番から111番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、</p> <p>第123号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号38番から45番、54番について、6番農業委員、1番推進委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>

議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。 続いて、番号38番から45番になります。ここで6番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第123号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。 事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	続いて、番号54番になります。ここで1番推進委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第123号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	次に第124号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第124号議案について説明させていただきます。除外2件です。 申請番号1番。申出者、土地の所在等について記載のとおり。 申出者は岡崎市のアパートに妻と子の3人で生活しております。子どもの成長に伴い、現在の住まいでは手狭であることから、住宅建築が必要になったものです。 土地選定理由ですが、申出者夫婦に自己所有地はなく、父所有の宅地は両親の住宅があり、その他の土地については、集団の優良農地・土地形状が住宅建築に不向きであったため、当該地を選定したものであり、やむを得ないものと認められます。 申請番号2番。申出者、土地の所在等について記載のとおり。 申出者は市内の借家にて妻と子2人の計4人で暮らしております。子どもたちの成長に伴い、現在の住まいでは手狭であることから、住宅建築が必要となったものです。 土地選定理由ですが、申出者に自己所有地はなく、申出者夫婦の両親が住む住宅に近接し、周辺農地への影響が少ない農地を選定したものであり、やむを得ないものと認められます。 以上、第124号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。

議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。 第122号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第122号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1から第8、報告案件計51件について説明いたします。 (議案書の内容を朗読)
	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第30回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。